

合格への道

私がドリーマーへ入社し丸3年の月日が流れ、ついに「葬祭ディレクター試験」に挑戦するときがやってきました。厳密には昨年の時点で2級の受験資格を保有していたのですが、コロナ禍により試験そのものが中止となってしまう、今年改めての受験となりました。



夏休みの宿題はまとめてやるタイプだった私。1年の猶予期間があったからといって準備万端というわけもなく、受験勉強を始めたのはついこの間のことです。筆記試験の過去問題を試しに解いてみたところ、意外と良い点が出てしまい気が大きくなっていました。

さて、問題になるのが「実技」と呼ばれる部分です。「司会」「幕張り」「実技筆記」と別れるのですが、この「幕張り」が鬼門なのです。

皆さん、ご葬儀に参列した際に、香炉や盛籠をお供えしている白い台を目にしたことがあるかと思いますが。あの台は幅180cmの机に押しピンで白い布を留めたものを使用しています。社内でもぎっての不器用さとおよそ作業に向かない太い指を兼ね備えた私にとって、この幕張りは高い高い壁となつてそびえ立っていました。先輩から張り方を教わったその日はひどいもので、7分以内に完成しなければならないところを15分以上かかり、しかも仕上がりが最悪という状態でした。

しかし宿直の度に練習を重ね、押しピンで指を刺すこと数知れず。「努力は裏切らない」という上司の言葉通り、タイムは5分15秒まで縮まってきています。過去に受験したことのある先輩方からは「机が信じられないくらい硬くて押しピンが刺さらなかった」逆に「机が穴だらけのスカスカで押しピンが刺さらなかった」などの恐怖を煽るような前情報が目白押しです。それを思うと、万が一に備え万全の状態試験に臨めるよう、ぎりぎりまで技術を磨き続けたいと思います。



松森啓佑

試験自体は9月初旬の実施を予定しており、結果が出るのは晩秋のころ。この記事を読んでくださっている皆様が良いご報告が出来るよう頑張りますので、応援よろしくお願ひします！

ちょっとひといき

～前回のあらすじ～

『会社での健康診断に、胃カメラが追加になった加地。人生初の胃カメラ検診という事もあり、緊張と不安で夜も眠れない日々が続いたとか。そんな加地がついに胃カメラ当日を迎える。果たして、どうなるのか…？』



あらゆる検診をこなし、ついに胃カメラの順番がやってきました。案内された部屋は広く、誰も居ません。テレビから番組が流れているのですが、何の番組なのかさえも頭に入ってきてません。ドキドキしながら待機していると院内スタッフの方が紙コップを持って現れました。「これを飲んでしばらくお待ち下さい」と無色透明(?)な飲み物を渡されました。飲んで味なんてしませんでした。

テレビを見る余裕もなく、その場でしばらく待っていると、再び名前を呼ばれ「こちらへおかけ下さい」とリクライニングソファに案内されました。ソファの背もたれを倒され、再度スタッフの方が現れた時、注射器のような物をもって、「これを鼻から入れます。口に入ってくると思いますが、飲み込んでかまいません。」と鼻にその液体を。ちょっと待って！まだ心の準備が出来ていません！と心の中で叫びました。声にも出していたかもしれませんが、普段から声が小さいと定評の私の声はスタッフの方には届いておらず、容赦なく鼻から何かを入れられました。もちろん口の中にも入ってきました。かなり不味かった事だけは覚えています。

カメラを入れる前からこんなにもつらいのか…と、呆然とソファに横になっていると、スタッフの方が戻ってきました。私は目を疑いました。また注射器を持っているではありませんか。「もう一度入れますね。」…この人は楽しんでいる…。そんな風にさえ思ってしまった(笑)。すでに疲労困憊の状態、ついに診察室に呼ばれたのです…。

今回でこの胃カメラの話は終了する予定だったのですが、今号だけでは書ききれませんでした。来月も引き続きお付き合い頂ければ幸いです。



加地敦史

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ⑪

事例紹介：相続後の共有トラブルを回避 相談者：長女58歳（母84歳、長男60歳）

【状況】：母には長男と長女がおり、夫は10年以上前に他界しています。長女は数年前に離婚し実家に戻ってからは、母と同居し献身的に母を支えています。長男は他県にマイホームを購入し家族と住んでいます。母には自宅兼アパート（以下、「不動産」といいます。）以外、資産はほとんどありません。不動産は長女に相続させたいと考えておりますが、長男長女それぞれに孫もおり、どうすればよいか思案しています。

【何もしなかった場合】

認知症等、母の判断能力が喪失した場合には、不動産の賃貸管理や売却処分、大規模修繕、建替え等の維持・管理ができなくなります。母の相続が発生すると、不動産が長男と長女の共有となってしまいます。

共有になると、不動産の修繕や将来の売却時に共有者全員の承諾が必要となり、反対者がいる場合や共有者が判断能力を喪失している場合には、手続きを進めることができなくなります。また、共有者に相続が発生すると更に孫の世代まで権利が分散して意思統一が更難しくなります。

共有を避けるためには、長男の法定相続分相当額(長女に不動産を相続させる旨の遺言を作成した場合には、遺留分相当額)の代償金を別途用意し、長女が長男に支払いをする必要があります。

【成年後見制度を使った場合】

母に資産があるため、親族が成年後見人になれず、司法書士、弁護士等の専門家が成年後見人になる可能性が高いです。母にとって合理的な理由のある支出しか認められず、家族にとってメリットのある行為、例えば、将来の相続税対策として他のアパートの建替えによる資産圧縮を図ることなどができません。

【民事信託を使った場合】はどのようなになるのでしょうか？次回ご説明いたします。



司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント
やまびグループ
進藤 裕介

ドリーマー社員大募集!!



お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験から始めたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。



簡単スマホ応募募

【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)
セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

8月
令和3年

第89号

人と人、心と心。ご縁をつないで52年。
SINCE 1968 2th Dreamer corporation

株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880